

目次

C -CR-★1-告訴状20200114.....	2
C -CR-★2-補充書20200122.....	8
C -CR-★3-証拠20191226.....	11
C -CR-★4-証拠追加20200122.....	13
C -CR-★5-3号証.....	14
C -CR-★6-4号証-反訛書.....	15
C -CR-★7-5号証-反訛書.....	17
C -CR-★8-6号証.....	23
C -CR-★9-9号証.....	24

告訴状C

令和2年1月14日

前橋地方検察庁 御中

告訴人

住所 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業
氏名 今井豊(昭和36年3月9日生) 電話(携帯) 090-3087-1577

被告訴人

日本郵便株式会社沼田郵便局(群馬県沼田市西倉内町819)の、
サイトウ配達員、オオフジ副部長、被疑者不詳1、被疑者不詳2

第1 告訴の趣旨

被告訴人らの以下の所為は、掲げた各罪に該当すると考えるので、厳罰に処することを求め告訴いたします。

第2 事件の概要と焦点

本件は、前橋地裁 R1 ワ 258 慎謝料請求事件 被告 日本郵便株式会社として係属中です。20170405 20時頃、沼田郵便局サイトウは、私が、自宅の玄関を入ってすぐの縁端で居眠り中に、脅迫の意図を持って、無断で屋内に侵入し、顔の横に、再配達物を置き去りました。また、この犯行を隠蔽する為に、当該配達証の私の受取サインを偽造しました。

以下の諸点を総合すれば、第一に、筆跡が違うこととインクの色が供述と違うことから、受取サインの偽造(私文書偽造)に相違無く、第二に、偽造した動機を辿れば、私が居眠り中でサインが取れなかったこと、つまり無意識下の無断の屋内侵入が、当たり前に、推測され、第三に、侵入した動機を辿れば、後述の通り、無言の威力脅迫の意図に相違ありません。

1 私に一切の記憶が無いこと(経験則)

25度の焼酎のお湯割り(10倍稀釀)をコーヒーカップで3杯ほど飲んだ状態でしたが、そもそも私の日常習慣として、就寝までには延べ10杯ほど飲んでおりますが、それでも、前日の記憶を失った経験など、過去に一度も有りません。

こうした経験則を前提として訴えているのは、言うまでもありません。

2 受取サインが、私の筆跡ではないこと

似せて書かれていますが、私の筆跡ではありません。特に筆圧や筆順が違っています。
自分の筆跡の経験則は、格段に信憑性が高いはずです。

3 インクの色が、サイトウの供述と違ったこと

翌日 20170406 午前中に、月夜野郵便局に電話したところ、サイトウは外勤中で、その後、折り返しの通話で、私が、玄関で、当該配達証を受け取って、コタツの上のボールペンを使って、私が自分でサインした、と供述しましたが、この通話中に確認したところ、コタツの

今井豊(郵便局)

告訴状C

上にはサインに使えるペンは三色ボールペンしか無く、その三色ボールペンには青色がセツトされていました。

もちろん、私には使った記憶など有りませんし、そもそも滅多に使いません。

また、どの配達業者も、自らペンを差し出してサインを求めているのが現状(経験則)です。この時点で、当り前に、供述の虚偽やサイン偽造を直感した私は、直後に沼田署に通報し、現場検証を手配し、その上で、沼田郵便局オオフジに、当該配達証の私宅への即時持参を要請したのですが、「一旦回収した物は、絶対に、局外には持ち出せない」と断られました。やむなく、翌日 20170407 午前に、私が沼田郵便局まで出向いて、当該配達証の現物を確認したところ、受取サインは、私の筆跡ではなく、黒インクで書かれていました。

この時点で、サイトウの一連の本件犯行を、当り前に、確信しました。

すぐに沼田署に通報し、これらを訴えたのに、根拠無く、無視しました。

4 当該配達証に私の指紋が無いこと(触ってません)

5 インクの成分が異なること(科学的分析) サインと三色ボールペン

6 ゆうパックが在った位置(経験則)

すぐにも土間に転げ落ちそうな場所に荷物を置いたまま、寝転ぶはずはないこと。

7 不在時連絡票が、そのまま残っていたこと(経験則) (2号証)

再配達後はいつも直ぐに破棄する習慣の、不在時連絡票がそのまま残っていました。

第3 沼田署と被告らの不当な論理は公序良俗違反です

日本の警察に相当するような、市民の保護ないし安全確保を職責とする組織は世界中にあると思いますが、その警察組織が、市民からの被害の訴えを、理由も示さずに無視することが、許されるはずがありません(予見可能性に基く結果回避義務違反)。

先例が無いほど稀有な対応ではありますが、可能性としては、世界中で常に起こり得るケースですから、これが違法でなければ、基本的人権に大穴が空き、世界秩序が混乱します。

最も問題なのは、当り前の違法性(故意の疑い)を感じないから事件性を感じない、事件性を感じないから職責違反にもならないので、抗弁する必要も無い、という論理構造です。

これは、最大の判断要素(故意の疑い)の欠落という、本来は論理則違反となるべきケースを、経験則違反に因って、判断不要にしており、経験則違反に因る論理則違反と言えます。

しかし、違法性をゼロと判断したとしても、その理由は示さなければなりません。

訴えた違法性を、根拠も無く無視することは、当り前に、無条件の論理則違反です。

言い換えると、常に実質的な、理由を告知しない不当な受付拒否だということです。

これは当該事件においても然りであり、当り前に、手続妨害による人権侵害です。

具体的には、既述の概要の1から7の各事件性を無視しています(経験則違反)。

たとえもし仮に、私が全てを忘れているとしても、それによって否定できるのは1だけです。

当り前のことを根拠無く認めないことは、当り前に、極めて反社会的・犯罪的です。

特に、2自分の筆跡の経験則と、3インクの色の不一致の、相互関連性による圧倒的な信憑性の高さを無視したことは、狂気であり、こちらも違法でなければ、世界秩序が混乱します。

第4 罪名と告訴事実

今井豊(郵便局)

告訴状C

沼田郵便局サイトウ配達員に対し、住居侵入罪（刑法第百三十条）

「正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかつた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。」

2017年4月5日20時頃、沼田郵便局サイトウ配達員は、職務上のゆうパックの再配達(2号証)を装って、告訴人宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)を訪れ、脅迫の意図を持って、再配達を待ちながら、玄関を入ってすぐの縁端で、横になって居眠りしていた告訴人に、故意に、声掛けをせず、無断で、引戸式の玄関扉を開け、土間に侵入しました。

なぜならば、後述の焦点のような状況であり、中でも特に、当該配達証(3号証)の受取サインが私本人の筆跡ではなく、偽造が確実であることから、遡って本罪も、蓋然性として、極めて強く推定されます。

このようにサイトウは、私への無言の脅迫の目的で、住居侵入罪を行いました。

沼田郵便局サイトウ配達員に対し、私文書偽造罪（刑法第百五十九条）

「行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。」

沼田郵便局サイトウ配達員は、既述の2017年4月5日20時頃の住居侵入後まもなく、同局(群馬県沼田市西倉内町819)に持ち帰った、受取サインの無い当該ゆうパック配達証(お問い合わせ番号1399-4252-9661)を、正当に配達したものと装って、格納係に格納させようと企て、後で行使する目的で、ほしいままに、当該配達証の受取サイン欄に、告訴人の筆跡を真似て「今井豊」と黒ボールペンで記入し、もって、告訴人に無断で、偽造した告訴人の署名を使用して、受取の事実証明に関する文書である、ゆうパック配達証を偽造しました(3号証)。

その後まもなく、受取人本人がサインした正当な配達証であるかのように装って、先ほど偽造したゆうパック配達証を、格納係の職員(不詳)に手渡し、同人をして、これを正当な配達証であると誤信させて格納させ、もって、当該配達証を行使しました。

なぜならば、後述の焦点のような状況であり、中でも特に、当該配達証(3号証)の受取サインが私本人の筆跡ではないことなどから、偽造したのに違いありません。

このように、サイトウは、既述の自らの住居侵入を隠蔽する目的で、偽造した告訴人の署名を使用して、当該ゆうパック配達証を偽造し、また、行使したので、私文書偽造罪です。

なお、サイトウによる偽造ではない場合も、同社の者には相違無いので、組織的犯行です。

沼田郵便局サイトウ配達員に対し、脅迫の罪（刑法第二百二十二条）

「生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する」

今井豊(郵便局)

告訴状C

沼田郵便局・サイトウ配達員は、既述の、2017年4月5日20時頃の、告訴人宅内無断侵入後まもなく、脅迫の意図を持って、告訴人が無意識であることを承知の上で、その枕元(6号証)に再配達のゆうパックを置き、すぐに退去しました。

なぜならば、後述の焦点のような状況であり、中でも特に、当該配達証(3号証)の受取サイ
ンが私本人の筆跡ではなく、偽造であることから、動機として、本罪が強く推定されます。

これを無言の脅迫とする根拠は、第一に、サイトウの行為が意味する害意です。

「告訴人の無意識の不意を突いた行為」であり、防御不能である点こそが、「このように、
我々はいつでもお前の不意を突けるのだぞ」という、常時監視による威力(害意)を示してお
り、また、害意の対象を絞らせないことによって、疑心暗鬼に陥れ、恐怖を煽っております。
要するに、この行為の意味するところは、何らかの害意しか在り得ません。

第二に、後述の通り、別件の、脅迫殺人との関連が極めて強く推定されること

このように、極めて有力な動機が存在し、また、その隠蔽と思われる下記の行動も在ります。

第三に、同社の不当な答弁(7、8号証)が暗示する害意です。(言動の恣意性)

私本人の筆跡ではないこと(経験則)だけで90.00%以上、それにインクの色が供述と違うことを考え合わせると、100.00%犯行が確信でき、そこから、私が虚偽告訴罪を背負ってまで嘘をつく可能性1.00%と、忘却の可能性1.00%を差し引いても、98.00%が偽造なのです。

サイトウの供述には経験則など在りませんし、犯人が否認するのは当たり前です。

このように、数字で考えれば、私の訴えを信じないことに合理性は無いのに、根拠を示さず
に頑なに無視していることは、経験則違反、論理則違反、信義則違反など、総じて違法性が
自明で、通常は取り得ない対応であることから、「お前の訴えなど、握り潰してくれん」
という意図と、その為の、非合法手段の実行の決意、が当たり前に、推定されます。

要するに、加害者である社員の供述を、根拠無く盲信する判断が、尋常ではありません。

こうした論理の不当性を、答弁書面という、動かぬ証拠で残すこと自体が狂気と言え、自
殺行為なので、上記の意図の気勢を書面に表示して脅した、と言えると思います。

以上を纏めると、沼田郵便局サイトウ配達員は、その職務を装って、その職権を濫用して、
私への脅迫の意図を持って、住居侵入罪と私文書偽造罪を重ね、もって、私の生命ないし身
体ないし自由ないし名譽ないし財産、への無言の脅迫を行ないました。

動機(脅迫殺人との関連)

2009.2.20の、さいたま市での、告訴人の叔母の太田まり子の変死の真相が、告訴人への脅迫の為の殺害であり、それが、当時の東村山郵便局の配達員が叔母の年賀状の内容を漏洩させたことによって引き起こされた疑いが強く、この件の口封じを狙って、同社は、組織的に犯行を重ねたものと思われます。

ちなみに、前橋地裁H30ワ413(東京高裁R1ネ4434)慰謝料請求控訴事件において、前橋中

今井豊(郵便局)

告訴状C

央郵便局が、内容証明の原紙に、所定の印を押し忘れたことによって、埼玉県警が、配達証明の有る配達事実を否認しております(8号証)が、これは、およそ郵便局として在り得ない過失であることから、蓋然性として、両者の共通の動機である、既述の、脅迫の為の殺人の隠蔽を目的とした共謀、を極めて強く暗示しております。

原紙でない物を、私が証拠提出した為と思われますので、この記述は一旦取り下げます。いざれにせよ、包囲網としての加害、つまり、慣習上の偏見に基く、全社会的な忖八分です。要件事実が有る以上は、必ず何らかの動機も有るのです。

包囲網については、別件で提出済の、被害届 2018 と恣意性一覧表に集約しておりますので、各事件の相互関連性や加害の類似性・一貫性から、ご判断下さい。

特に、恣意性一覧表の「★N 法務省(国連) 前橋地裁 H30 ワ 399」では、国連が、私の被害通報を無視して、条約違反に当る要件事実が確定しているので、国連も包囲網です。

沼田郵便局オオフジ副部長に対し、犯人藏匿隠避罪 (刑法第百三条)

「罰金以上の刑に当たる罪を犯した者又は拘禁中に逃走した者を藏匿し、又は隠避させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。」

2017年4月6日18時頃、告訴人宅から沼田郵便局への通話において、オオフジ副部長は、「これから私の家で行う、サイトウの犯行の現場検証に必要なので、昨夜の当該配達証を、今すぐ、私の家まで持参してほしい」と私が要請したのに、「一旦回収された配達証は絶対に局外には持ち出せない規則である」として、これを拒絶しました。

翌日 2017 年 4 月 7 日に、告訴人宅から同局への通話において、この回答の取扱根拠をオオフジに訊ねたところ、「少々お時間を下さい」との返事でした。

しかし、2017.10.30 16:18、告訴人宅から同局への通話において、改めて、オオフジに回答を求めたところ「答えられない」との返事でした(4号証)。

私が調べたところ、この取扱の根拠は見当たりませんので、虚偽だったと思われ、同社は当該訴訟において、規則である旨の発言をしたことを否認しております(8号証3頁)が、その供述は、現場検証に必要な要請を断るほどの理由には、なり得ません。

このようにオオフジは、既述のサイトウの犯行が罰金以上の刑に当る疑いが強いことを承知のうえで、同人への処罰を免れさせる為に、既述の通り、虚偽の理由を用いて、当該配達証の持参要請を断り、現場検証を妨害し、もって、サイトウを隠避しました。

沼田郵便局の被疑者不詳 1、被疑者不詳 2 に対し、証拠隠滅罪 (刑法第百四条)

「他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する」

1 沼田郵便局の被疑者不詳 1 が、当該配達証の写しを閲覧させたこと(欺罔、8号証5頁)
当該事件被告の日本郵便株式会社の、令和元年9月10日付の第一準備書面(8号証)の5頁(2)
によれば、「2017年4月7日午前中、原告が沼田郵便局に来局し、本件配達証の閲覧を要求したことから、窓口担当者は、原告に本件配達証(写)を閲覧させた。」とありますが、
私の要求の意図は、原紙の閲覧であり、それは話の流れとして、当り前です。

今井豊(郵便局)

告訴状C

オオフジが嘘を吐いてまで、わざわざ出向かせた私に、何の為に、無断で、原紙ではなく、カラーコピーを差し出すのか？と言えば、当り前に、欺罔の意図としか説明は付きません。更に、何の為に欺罔するのか？と言えば、当り前に、証拠力を損ねる為です。

これは、既述の通り、20170405夜に、サイトウが、私の自宅で行った住居侵入罪や、その後に行った私文書偽造罪、の疑いが強いことを承知の上で、同人への処罰を免れさせる為に、その証拠を偽造せんとする意図に相違無く、もって、被疑者不詳1は、私の筆跡の特徴を希薄化させる為に、サイトウの刑事事件に関する証拠である本件配達証のカラーコピーを偽造し、またそれを原紙に見せかけて使用し、証拠隠滅罪を行いました。

なお3号証は、このカラーコピーの白黒コピーです。

2 沼田郵便局の被疑者不詳2が、当該ゆうパック配達証の原紙を廃棄したこと

沼田郵便局の被疑者不詳2は、2018年5月始め頃、保存年限の1年経過を理由に、当該配達証を廃棄しました（当該訴訟の20191015 14:00期日における発言）。

しかしこれは、8号証5頁(4)の記載によれば、本件について、20180207に、群馬県警沼田署から沼田郵便局に「捜査関係事項照会書」が提出され、それに対して、20180214付で、月夜野郵便局名義の回答書を提出し、合わせて当該配達証の写しも提出した、と書かれており、私はそれ以前の20170407に、同署に通報した際に、本件の一連の犯行を訴えていたことから考えて、同社は沼田署を通じて私の訴えの概要を知っていたはずなので、当該配達証の受取サインが焦点であることは明らかな状況ですから、予見可能性として、通常の取扱、つまり、1年の保存年限で廃棄してしまうことなど、在り得ない判断・選択です。

つまりこれは蓋然性として、既述の通り、沼田郵便局サイトウが、20170405に、私の自宅で行った住居侵入罪や、その後に行った私文書偽造罪、の疑いが強いことを承知の上で、同人への処罰を免れさせる為に、その証拠を隠滅せんとする意図に相違無く、もって、被疑者不詳2は、サイトウの刑事事件に関する証拠を隠滅しました。

また、同社の取扱として、一年保存としていることは、不法行為や、刑法罪の時効に3年が多いことに鑑みて、そもそも不充分であり、同社の規定自体の瑕疵であると考えます。

第5 損害(法益侵害)状況

またいつ何時、不意を突かれるかもしれないという不安は、極めて甚大でした。

実際に、別件の石井恵子が、この住居侵入の模倣犯を、三度重ねております。

不法行為と損害の因果関係 因果関係は明らかなので説明を省きます。

第6 拳証方法 証拠説明書に記載の1から8の全号証

第7 附属書類 証拠説明書と全書証

以上

今井豊(郵便局)

告訴状C補充書

令和2年1月22日

前橋地方検察庁 御中

告訴人 今井豊

第1 既提出の告訴状を、以下の通り訂正します

1 (被告訴人) サイトウの所属を、沼田郵便局から月夜野郵便局に訂正します。

月夜野郵便局 〒379-1399 群馬県利根郡みなかみ町月夜野 270-1 電話： 0278-62-2301

(被告訴人) 社会貢献C S推進室カドノを追加します。

2 (1頁) 第2 事件の概要と焦点(説明追加部分のみ)

1 私に一切の記憶が無いこと(経験則)

2 受取サインが、私の筆跡ではないこと

偽造が発覚し難いように、本物に似せて書くのは当たり前であり、おそらくは、それ以前の私の受取サインを見ながら偽造したはずですし、私のサインをそのまま贋写するような最新技術も有ると思われますが、いずれにしろ、インクの成分の違いだけは、ごまかせません。ですから、筆順やバランスが似ているのは当たり前ですが、それよりも崩し方の特徴は、以下の通り、全く似ていません。

第一に、井の字の右側の縦棒まで、左に曲がることは有りません。

第二に、豊の字の、豆の字の上の横棒は、こんなに短く書きません。

バランスは悪いですが、私は上の横棒が下の横棒より長くなることが多いです。

第三に、豆の字の、口は、こんなに横幅を狭く書きません。

第四に、豆の字の、右下の点が、一旦右上に向かった後、引き返しており、書き損じです。

自分の名前を書き損じるはずがありません。

以上の特徴からも、これは、絶対に私の筆跡ではありません。

色々な意味で、他の私のサインも全て開示させて、比較検証する必要が有ると思います。

3 インクの色が、サイトウの供述と違ったこと

つまり、コタツの上のボールペンを使って書いたのが本当であるなら、青で書かれているはずの受取サインが、黒だったから、サイトウの供述は虚偽に違いない、ということです。

同時に、この三色ボールペンの黒インクとも違う、全く別のペンで書かれていることが極めて強く推定されますが、どちらもインクの成分分析でしか確定できません。

4 当該配達証に私の指紋が無いこと(触ってないこと)

5 インクの成分が異なること(科学的分析) サインと三色ボールペン

6 ゆうパックが在った位置(経験則)

すくにも土間に転げ落ちそうな場所に荷物を置いたまま、寝転ぶはずはないこと。

7 不在時連絡票が、そのまま残っていたこと(経験則) (2号証)

再配達後はいつも直ぐに破棄する習慣の、不在時連絡票がそのまま残っていました。

今井豊(郵便局)

告訴状C補充書

もし仮に、私が全てを忘れているとしても、6や7のような習慣は、漏らさないものです。

8 群馬県警沼田署が、当り前の捜査を怠ったこと 核心 ★偶発性無

当り前の捜査によって確定したはずの事項は、本件配達証の受取サインの①筆跡が違うこと、②インクの成分が、三色ボールペンのいずれとも違うこと、③指紋が無いこと、です。

逆に、サイトウの供述が真実であること(被告の抗弁事実)も、本件配達証によってしか証明できませんが、廃棄されてしまいました。

当り前の捜査を怠る道理はどこにも無く、組織的隠蔽としか説明が付きません。

9 郵便局が二度も証拠を隠滅したこと 核心 ★偶発性無

これらは言わば、隠蔽の擬制自白であり、巨大な尻尾であり、動かぬ証拠です。

これら2つの不審な行動の相互関連性や動機を総合すれば、サイトウの犯行の隠蔽の意図としか説明が付きませんから、これらから遡って犯行を確信できます。

(1) 本件配達証原本の廃棄 ★(偶発性 1/100000000)

(2) 黙って当該配達証のカラーコピーを閲覧させたこと(欺罔) ★★★偶発性無

10 カドノがサイトウの氏名を開示しなかったこと(犯人隠避) ★(偶発性 1/10000)

配達員は皆、漢字氏名と顔写真入りの名札(社員証?)を首からぶら下げています。

公開している氏名を、訊ねても答えない道理は無く、無条件に信義則違反です。

3 (3頁)月夜野郵便局サイトウ配達員に対し、私文書偽造罪および偽造私文

書行使罪 (刑法第百五十九条)

このようにサイトウは、2017年4月20日頃、告訴人の自宅で自らが行った住居侵入罪を隠蔽する為に、告訴人の署名を使用して、事実証明に関する文書であり、自らの刑事事件に関する証拠でもある、本件配達証を偽造し、もって、証拠隠滅するとともに、自ら偽造した私文書を、格納係を欺く為に手渡して行使しました。

4 (4頁)沼田郵便局サイトウ配達員に対し、脅迫の罪 (刑法第二百二十二条)

以上を纏めると、沼田郵便局サイトウ配達員は、その職務を装って、その職権を濫用して、私の脅迫の意図を持って、住居侵入罪と私文書偽造罪を重ねを行い、もって、私の生命ないし身体ないし自由ないし名譽ないし財産、への無言の脅迫を行ないました。

動機(脅迫殺人との関連)

私が、原紙以外を証拠提出した為とも思われますので、以下の記述は一旦取り下げます。

ちなみに、前橋地裁H30ワ413(東京高裁R1ネ4434)慰謝料請求控訴事件において、前橋中央郵便局が、内容証明の原紙に、所定の印を押し忘れたことによって、埼玉県警が、配達証明の有る配達事実を否認しております(8号証)が、これは、およそ郵便局として在り得ない過失であることから、蓋然性として、両者の共通の動機である、既述の、脅迫の為の殺人の隠蔽を目的とした共謀、を極めて強く暗示しております。

5 (5頁)沼田郵便局オオフジ副部長に対し、犯人隠避罪 (刑法第百三条)

今井豊(郵便局)

告訴状C補充書

6 (5 頁) 沼田郵便局の被疑者不詳 1 に対し、証拠隠滅罪（刑法第百四条）、私文書偽造罪および偽造私文書行使罪（刑法第百五十九条）

2017年4月7日午前中、沼田郵便局1階において、窓口担当者の被疑者不詳1は、私が本件配達証の原本の閲覧を要求したのに、無断で、カラーコピーを閲覧させました。

これは、既述の通り、20170405夜に、サイトウが、私の自宅で行った住居侵入罪や、その隠蔽の為に、直後に、沼田郵便局で行った私文書偽造罪、を承知の上で、同人への処罰を免れさせる為に、その証拠を偽造（カラーコピー）して、本件配達証の受取サインの筆跡の特徴を希薄化させた上で行使して（私に閲覧させ）、受取サインの偽造に気付き難くする、証拠隠滅の意図に相違無く、もって、サイトウの刑事事件に関する証拠である本件配達証（サイトウが偽造した私の署名）を使用して、事実証明に関する文書である本件配達証のカラーコピーを更に偽造することにより、証拠隠滅するとともに、それを原本に見せかけて私に閲覧させることにより、自ら偽造した私文書を行使しました。

このように、証拠隠滅の為の偽造と行使であり、牽連犯の関係に当ると考えます。
なお3号書証は、このカラーコピーの白黒コピーです。

7 (5 頁) 沼田郵便局の被疑者不詳 2 に対し、証拠隠滅罪（刑法第百四条）

沼田郵便局の被疑者不詳2が、当該ゆうパック配達証の原紙を廃棄したこと（9号書証）

8 (追加) 社会貢献CS推進室カドノに対し、犯人隠避罪（刑法第百三条）

20190507 09:58（5号書証）私の自宅（群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1）から日本郵便株式会社（東京都千代田区大手町二丁目3番1号）への通話において、社会貢献CS推進室カドノは、私が訴訟目的（訴状の送達先）と告知して、事件の概要を説明し、被告としてのサイトウの氏名と住所ないし現職場を訊ねたのに、折り返しの連絡を約しておきながら、その後、不當に無視しました。

このように、カドノは、既述のサイトウの犯行が罰金以上の刑に当る疑いが強いことを承知のうえで、同人への処罰を免れさせる為に、私が被害者かつ利用者であることを無視して、サイトウの送達先を教えずに訴訟を妨害し、もって、サイトウを隠避しました。

（説明）

配達員は皆、漢字氏名と顔写真入りの名札（社員証？）を首からぶら下げていますから、少なくとも氏名については、公開している情報を、訊ねても答えない道理は有りません。

第2 拳証方法 9号証を追加し証拠説明書を改訂します

第3 附属書類 9号書証と証拠説明書（追加分）

以上

今井豊（郵便局）

証拠説明書C 20191226

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
1号書証	村八分の通告が自由と名誉への脅迫 (判例の摘示)	コピー 20190210 原告が作成	直接的に立証すべき事実は、有りません。 <u>大阪高等裁判所 昭和30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和32年9月13日 破棄自判の抜粋</u> です。 村八分の通告が、自由と名誉への脅迫に当るとしております。 本件は、村八分の無言の実行行為だと思います。
2号書証	ご不在連絡票 (追跡番号 1399-4252-9661)	コピー 20170405 郵便局作成	立証すべきは、 <u>沼田郵便局サイトウ配達員の、私の居眠り中の屋内侵入の蓋然性</u> です。 そのうちの、 <u>再配達後は、すぐに破り棄てる習慣の不在連絡票が、そのまま残っていたこと</u> です。 また、 <u>「配達担当者 西屋美枝子」と印字されていることは、私が訊ねた、サイトウ(の身元)を隠避したことです。</u>
3号書証	ゆうパック配達証 (お問い合わせ番号 1399-4252-9661)	コピー 20170405 郵便局作成	立証すべき事実は、 <u>この配達証の受取サインが、私本人の筆跡ではないこと、つまり、私文書偽造</u> です。 私の筆跡は、クセ字が激しいのと、筆圧が極めて高いのが特徴で、歯ブラシをよく、へし折っています。 また、 <u>偽造した者は、少なくとも、日本郵便の誰かだと思います。</u>
4号書証 (反証書)	2017.10.30 16:18 沼田郵便局オオフジへの通話録音	コピー USBメモリー 20190405 原告が作成	立証すべき事実は、 <u>オオフジが「一旦回収した配達証は、絶対に、局外には持ち出せない」と言ったこと</u> です。 この発言の根拠について回答待ちとなっていましたが、改めて訊ねたところ、このように <u>「回答できない」と答えました。</u> ですから、 <u>約束の反故と説明責任の放棄</u> であり、遡って、 <u>サイトウの隠避の為に、嘘を吐いたものと思われます。</u>
5号書証 (反証書)	20190507 09:58 私の自宅から日本郵便本社カドノへの通話録音	コピー USBメモリー 20190507 原告が作成	立証すべき事実は、 <u>日本郵便本社カドノの対応の不当性</u> です。 沼田局の隠蔽を訴え、会社としての内部牽制を求め、また、訴訟目的を明示して、 <u>サイトウとオオフジの送達先の開示</u> を求める のに、いずれも根拠無く無視したことは、 <u>被害者への説明責任の放棄</u> であり、犯人隠避であり、告訴の妨害です。 私の自宅から日本郵便本社(東京都千代田区大手町二丁目3番1号)への通話です。
6号書証	私の自宅の居間の見取り図	コピー 20190912 原告が作成	立証すべきは、 <u>サイトウの屋内侵入直後の、現場(私の自宅の居間)の配置</u> です。 私が目を覚ますと、受け取った記憶が一切無いUパックが、突如、枕元に現れましたが、今すぐでも土間に落ちそうな場所なので、そもそも、そのままでは、寝転べませんから、寝転んだ後に置いたものと思われます。(状況・経験則)

証拠説明書C 20191226

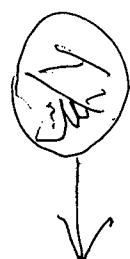
7号書証	平成31年(令和元年)5月23日付 当該事件の訴状	プリント原本 20190523 原告が作成	立証すべきは、前橋地裁 令和元年(ワ)第258号 慰謝料請求事件 被告 日本郵便株式会社、の私の訴えの内容です。 その後、事実をいくつか追加したので、本告訴状が最新です。
8号書証	令和元年9月10日付 当該事件被告の第1準備書面	コピー 20190910 当該事件被告が作成	立証すべきは、当該事件での被告の答弁の不当性です。 詳細は告訴状の通りですが、私が訴えた、当り前(極めて高度)の蓋然性を根拠無く、頑なに無視していることは経験則違反であり、それによって、排除不可能な違法性(疑い)を、根拠無く、無視していることは論理則違反であり、それらの不当性が甚だしい為に、組織的な、無言の脅迫の意図、を暗示しています。

告訴C証拠説明書 20200122追加分

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
9号書証 (追加)	当該事件の令和元年10月15日期日調書	コピー 20191015 前橋地裁が作成	立証すべきは、前橋地裁 令和元年(ワ)第258号 慶謝料請求事件 被告 日本郵便株式会社の、令和元年10月15日期日での被告の答弁内容のうち、 <u>本件配達証の原本を廃棄したこと</u> です。 詳細は告訴状の通りですが、 <u>状況に基く予見可能性として、通常の取扱に則り、1年の保存年限で廃棄してしまうことなど、在り得ませんから、証拠隠滅の意図を極めて強く暗示しています。</u>

~~甲64~~

47



今井豊

(年月日)

お問い合わせ番号	1399-4252-9661
 A1994052006A	
受付店	印西郵便局
YR01	



記
お届け先
〒379-1303
埼玉県和光市なかみ町
達上牧3156-1
会井里
様

TEL: 0030871577
□□□□□
千葉県印西市
小林14-6

根本農園有限会社
TEL: 0476428356
品名: 種子

希望日: 2024年5月
病害: こわれもの
逆さま感葉

20190523 原告 今井豊

2017.10.30 16:18 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から沼田郵便局(群馬県沼田市西倉内町819)のオオフジ副部長への通話録音の反訳書

(私) もしもし?

(オオフジ) はい、

(私) お待たせしました、

(オオフジ) はい、すいません、お電話いただいたということで、お電話しました、はい。

(私) あの、4月の6日に、あのう、配達証の持参をお願いしたんですけども、ご記憶有りますか?

(オオフジ) はい、

(私) その時にあの、本所から外には絶対持ち出せないとゆうことで断られたんですけども、そのまあと、法的根拠をお訊ねしてるんですが?

(オオフジ) ううんと、そうですね、あのう、法的根拠と言いますかあの、郵便局から持ち出してしまって何か有ってはいけないってゆうこともありまして、ええ、お越しいただくようなご案内させていただきました。で、一度お越しいただいたというのもお伺いはしてるんですけども?

(私) ええ、いや、そうではなくてあの、現場検証に必要なんで持って来てくださいと要請したんですが、それをええ、お断りになったんですけども、だから、法的根拠をお訊ねしてるんです?

(オオフジ) ううんと、法的根拠と言いますか、現場検証に必要なところもちょっと解りかねるんですけども?

(私) それじゃ堂々巡りですよね?

(オオフジ) そうですね、ちょっとあの、期間も経っていることなんですけれども、何、ええ、何かございましたでしょうか?

(私) あの、サイトウ配達員の住居侵入と私文書偽造はもうほぼ確定なんですけども、それを、その現場検証に際してあの、配、該当の配達証の、うう、持参をお願いしたんですが断られたとゆうことで、その法的根拠が無いんであれば、犯人蔵匿罪の、ええまあ、疑いがあるわけなんですけども?

(オオフジ) ええと、それはどこかの機関か何かにご相談されたんでしょうか?

(私) 意味がわからない。相談しますよ? 当然。

(オオフジ) ええと、そうしましたら、そういう法的機関からご連絡いただければと思うんですけども?

(私) ええ、ですから正当性無く拒否したんであれば捜査の妨害ですからね? 告訴の妨害ですから? 当然あの、刑法的に問われますよ? わかつてますよね?

(オオフジ) そうしましたら、そういうところからあの、ご連絡いただけたら、私共も対処させていただきたいと思いますので。

(私) そうでないとお答えする気が無いとゆうお答えですね?

(オオフジ) ええ、今のところもう、こちらの件に関しましては、あの、私どももできる限

りのことはさせていただいておりますので、はい。

(私) (苦笑)意味がわからない。では、後日あの、告訴状になってそちらにあの、お、通知が行くと思います。宜しくお願ひします。

(オオフジ) はい、承知しました。

以上

20190523 原告 今井豊

20190507 09:58 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から日本郵便株式会社(東京都千代田区大手町二丁目 3番1号)のカドノへの通話録音の反訳書

(私) えと、訴訟の関係のお電話なんですけども、

(交換手) あ、何の関係とおっしゃっていいだいておりますでしょうか?

(私) 裁判、

(交換手) 裁判に関してということでございますか?

(私) はい、あの、郵便局員の犯罪を訴えようとしてるんですが、ええ、然るべき部署に繋いでいただきたいんですけど?

(交換手) はい、お客様は、あの、局員のかたではなく、一般のお客様ということでございますか?

(私) あ? もちろん、

(交換手) はい、かしこまりました、はい、あの、何に関しての裁判ということになりますでしょうか? 職員の犯罪についてというふうにお伺いしましたが、郵便局員でございますか?

(私) え? ええ、配達員、一人は配達員ですね。もう一人は、ええ、内勤の副部長、ええ、がそれを隠蔽したと。配達員が住居侵入と私文書偽造をしまして、副部長が、ええ、それを隠蔽したとゆうことなんですか?

(交換手) 配達員が文書偽造でございますか?

(私) はい、受取サインを偽造しました、

(交換手) 受取サインの偽造をしたということでございますね?

(私) はい、あのう、私があの、睡眠中に、居眠り中に侵入して、勝手に、ゆうパックを置いて行きました、で、受取サインを、うう、勝手に書いたと。

(交換手) ああ、さようございますか? はい、かしこまりました、それでは、日本郵便本社内の、お客様のお話を伺いする窓口がございます、こちらにおつなぎさせていただいてよろしいでしょうか?

(私) けっこうですが、あの、然るべき部署にお願いしますね?

(交換手) はい、お待ちくださいませ、

(カドノ) お電話ありがとうございます、日本郵便株式会社社会貢献CS推進室のカドノと申します。はい、今、せっかくではございますが、交換の者からお話をうかがいました。あの、ゆうパックの受取印の偽造に係るお話とゆうことで? 配達員がとゆうことで?

(私) ええ、あのう、配達証の受取サインを、勝手にまあ、偽造しまして、ええ、それはあの、睡眠中の、ええ、配達、配達とゆうか、住居侵入を隠す為だと思われます。

(カドノ) ああ、これは何郵便局に係るお話でございますか?

(私) 群馬県の沼田郵便局です、

(カドノ) 沼田郵便局?

(私) はい、

(カドノ) はい、この件については、沼田郵便局の者とはお話をいただいているでしょうか?

(私) はい、ええ、4月3日に、15時47分に男性のかたにお願いして、ええ、しばらくお時間くださいとゆうことで回答を待っていたんですが、回答が有りませんで、

(カドノ) はい、

(私) さきほど、沼田郵便局に再度お電話したところ、管理者が全て席を外しています。そんなことはちょっと考え難いんですが、そうゆうお答えで、ええ、架け直してくれとゆう電話に架け直したところ、そちらが話し中でいっこうに繋がらないんで、こちらにお電話しました。

(カドノ) あ、はい、あの、何番にお電話いただいたか、覚えてらっしゃいますか？今、

(私) ええと、最初に沼田郵便局の、ええ、0278-22-2783に電話しました。で、ええ、こちらじゃなくて、ええ、0278-22-1000に架け直してくれと言われたんですが、何度架けても話し中です。

(カドノ) 話し中？ はい、ああ、はい、あの、ええと、始めに、4月3日にお電話いただいて、ま、お時間を下さいとゆうふうにお話をいただいた時に、あの、お話をさせていただいた者は何て言う者だか、覚えていらっしゃいますか？

(私) ええと、ちょっと名前が記録されてないんですが、録音、会話内容はきろ、ええ、録音されてます、

(カドノ) ああ、ええと、

(私) ええと、それとですね？ それと、4月11日に、ええ、郵政、そちらの本部に、ええ、お電話してまして、女性のかたにあの、詳細をお伝えして、ええ、沼田郵便局には申し伝えます、とおっしゃってたんですが、その後いっこうに音沙汰有りません。これは4月11日の15時19分です。

(カドノ) えと、本部というのはこの本社、同じ電話番号にお電話いただいて、とゆうことですか？

(私) はい、

(カドノ) あ、はい、わかりました、あの、その、配達にうかがって、その、受領印を勝手に配達員が、んと、サインをしたとゆうのは、いつのお話になりますか？

(私) はい、ええ、2017年の4月5日です。

(カドノ) 4月5日のお話、

(私) はい、20時頃です、

(カドノ) 朝の10時頃のお話、

(私) あ？ 20時頃、夜の、

(カドノ) 20時頃、はい、で、あの、現在は、もう2019年になるんですが、この間は何か局とのお話ってゆうのは、されてるんでしょうか？

(私) まあ、何度かしてます。ええ、まず、その翌日に、ええ、

(カドノ) 4月5日の翌日？ 配達の翌日、はい、

(私) あのう、現場検証をしようと思って、その配達証の現物を持参してほしいと要求したところ、ま、ええ、オオフジ副部長とゆうかたに、あの、「一旦回収した物は絶対持ち出せません」とゆうことで断られたんですよ。

(カドノ) 沼田局で、まあ、い、一旦、あの、持ち出せませんと?

(私) ええ、ええ。現場検、たとえ現場検証の為であっても持ち出せない、と言って断ったんですが、その後、根拠が、私が自分で調べても見当たらないので、約半年後にあの、またオオフジさんにお電話したところ、ええ、答えられないと。あの、然るべき機関からの照会でないと答えられないと、ゆうお答えでした。つまり、私本人に答える気が無いと。そう、まあ、たぶん、捜査を念頭に置いてるんでしょうが、捜査でないと答えるつもりが無いとゆうお答えでした。ま、そうゆう状況で

(カドノ) ああ、はい、まあ、捜査とゆうのは、警、警察等の要請が無いと対応ができないとゆうふうな、てゆうことによろしいでしょうか?

(私) はい、で、私は、4月7日、ですから配達の二日後に通報もしてるんですね? それを沼田署がまた、極めてあの、不合理に隠蔽してるんですけども、露骨に隠蔽してるんですけども、そうゆう事情も有ります。

(カドノ) 隠蔽をしているとゆうのは?

(私) ええ、沼田郵便局から通報して、警官が5人ぐらい来たんですけども、私が要請した現場検証を放棄して、何もせずに帰りました、

(カドノ) あ、その時も、郵便局から立ち会ってとゆうことですか?

(私) や、郵便局につな、あの、立ち会うこともさせませんでした。当事者同士で会わせることもせず、ただ私の話だけを聞いて、勝手に根拠無く事件性無しと判断して、ええ、あの、握り潰してます。

(カドノ) で、ええと、そうしますと、その、まあ、あの、その、今回、まあ、ええと、4月の11日、あ、4月の、えと、3日にまずは沼田郵便局にお電話をいただいて、で、まあ、その後、本社にもお電話をいただいているとゆうことですが、その、あの、今回のその、ご要望とゆうのは?

(私) はい、その該当者2名の、

(カドノ) 該当者2名とゆうのは?

(私) ええ、配達、サイトウ配達員とゆうのが、住居侵入と私文書偽造なんですよ、

(カドノ) 配達員のサイトウですか? はい、これが、もう一度いいですか?

(私) ええ、住居侵入と私文書偽造、それから、ええ、オオフジ副部長が、これは犯人蔵匿等でしょうね、これいざれも刑法の罪状ですけども、罪名ですけど。

(カドノ) はい、

(私) はい、で、そ、それを、まあ、告訴進める、進めてはいたんですけども、ええ、どうも告訴も検察の隠蔽に遭って、いっこう進まないので、今回はええ、民事訴訟でいっぺん、ええ、進めようと思って、訴状も実は出してるんです。だけども、送達先がわからないとゆうことで、補正命令をいただいてまして、その期限が間近に迫っています。それでお電話した次第です。

(カドノ) あ? はい、ええと、ちょっとまず、すいません、そのあたりよく、詳しくないんですが、ええと、今回はその、あの、ええと、民事告訴をしようと、えと、している段階で、ええ、もう一度いいですか? その続きを、

(私) はい、あのう、裁判所に訴状を提出したところ、補正命令とゆうのをいただいておりまして、

(カドノ) 何命令ですか？

(私) 補正命令、

(カドノ) 補正？

(私) 訴状の補正命令、ええ、要するに、あの、相手の名前や住所、とゆうか、あの、配達先、送達先がわからないと、訴状が送達できませんから補正してくださいとゆう命令をいただいておりまして、

(カドノ) あ？ その相手とゆうのは、その、今、出た、オオフジ副部長と

(私) サイトウ

(カドノ) サイトウ配達員の2人とゆうことですね？ はいはい、

(私) ですから最低、その2人のフルネームと、ええ、現在の住所もしくは、ええ、現勤務先を教えていただきたいんですよ？ そのように、ええ、前回4月11日にも、お願いしたんですけども、伝わってないようなんですが？

(カドノ) わかりました、あの、まあその、どのような対応になるかというのは、申し訳ございません、私共で今、お答えができるお話ではございませんので、

(私) 今とゆうかあの、期限が差し迫っておりまして、あの、少なくとも本日中には何らかのご連絡をいただきたいんですが？

(カドノ) ううん、申し訳ございません、私共は一義的にお話を伺う窓口の者でございますので、あの、対応の可否についてもここではお答えすることができませんので、

(私) 対応内容を確定する必要は無いんですよね？ あの、送達先さえ確定させていただければいいんです、それをお答えにならないとゆうことは、今度はあの、会社として、あの、代表を相手取って訴訟を進めるしか無くなっちゃうんですよ？ 私は今、個人の問題だと認識してゐるんですが？

(カドノ) ええ、まあ、あの、その、勤務者のフルネーム、住所、また現の勤務先とゆうのは、ま、個人情報に係るお話でございますので、まあ、私共でお答えできるかとゆうのを、お伝えすることはできないお話になりますので、そのようなお話をいただいていることは申し伝えさせていただきますが、

(私) いや、もちろん、差別的取扱ではなくて、そうゆうケース全般に同じ取扱をしてるんだったら、それでいいですよ？ そうゆう答えて。そうなんですか？

(カドノ) あ、もちろんあの、勤務者の個人情報等については、ま、あの、どのかたについても、一般的にお答えはしないお話になります。

(私) いやいや、答えなければ訴訟が進められませんよね？ 白痴化してませんか？ 訴訟の妨害んなるんですよ？ 組織として。

(カドノ) そのようなお話を本社にまでいただいていることは申し伝えをさせていただきます。

(私) いやいやいや、妨害んなるんですよ？ 自動的に。それは当たり前ですよね？ あの、公務員であればね、国家賠償法上のその、被告になるべきなのは国か県と決まってますから、

あの、個人が特定できなくても訴訟は起こせるんですよ。でも民間の場合はそう行かないですよね？ ですからお訊ねしてるんです？ 沼田郵便局が答えようとしないので、本部にお聞き、お訊ねするしかないからお訊ねしてるんです？

(カドノ) あ、沼田郵便局がお答えをしようとしていることであれば、ま、それが、会社としてのお答えになるかと存じます。

(私) あの、そうゆう返事で責任取っていただけるお立場のかたなんですか？

(カドノ) いえ、あの、先ほどもご案内しました通り、私共は一義的にお話を伺う窓口の者でございますので、

(私) ええ、だから、一義的に伺うようなお話ではなく、重大なお話ですよね？

(カドノ) そのようなお話を、あの、本社にまでいただいたことは申し伝えさせていただきます。

(私) それをどうやって証明、担保するんですか？

(カドノ) 恐れ入りますが、あの、お名前もおうかがいしておりませんので、まずはお名前でありますとか、ご住所、ご連絡先をおうかがいできますでしょうか？

(私) はい、ええと、名前はイマイユタカ、

(カドノ) イマイユタカ様？ はい、

(私) ええ、群馬県、

(カドノ) 群馬県、はい、

(私) 利根郡、

(カドノ) 利根郡、はい、

(私) みなかみ町、

(カドノ) みなかみ町、はい、

(私) 上牧、

(カドノ) かみもく、はい、

(私) 3158、

(カドノ) 3158、はい、

(私) の1、

(カドノ) 1、はい、

(私) はい、ええ、郵便番号が379の、

(カドノ) 379、はい、

(私) 1303、

(カドノ) 1303、はい、

(私) 電話が携帯で090、

(カドノ) 090、はい、

(私) 3087、

(カドノ) 3087、はい、

(私) 1577、はい、

(カドノ) 1577、はい、はい、で、あの、さきほど、ま、ゆうパックのお話とゆうことによ

ろしいですか？ これ。受領印て、ゆうパックのお話？ 今お手元にその、ゆうパックの、ま、配達にうかがった時の、問合せ番号等ってゆうのは、おわかりになりますか？ どのゆうパックについてのお話かとゆうことは？

(私) ああ、それはもちろん、あの、ううん、出せますが、それはあの、本人達が一番よくわかってるはずですが？ いちいち私が答える必要が有るんでしょうか？

(カドノ) あの、そのようなお話を、こうして本社にまでいただいたことを、しっかり申し伝える為には、やはりあの、できれば詳細についても教えていただきたいところなんですが？

(私) ううん、あの、私、犯罪を訴えてるんですよ？ 那をいちいち根掘り葉掘り聞かなくても、現場が当然、重大なことだと認識してるはずですよね？

(カドノ) では、あの、このような本社を、あの、このようなお話を本社にいただいたことは、あの、関係部署に申し伝えをさせていただきます。

(私) それ、それから？

(カドノ) え？ それ、その後の対応可否については、今、私共ではお答えができる立場ではございませんので、ま、そのような本、あの、その、相手の、ま、詐称訴訟を起こす為の、相手の2人のフルネーム、住所、現勤務先、を本日中に教えてほしいとゆうご連絡を、こうして本社にいただいたことを、あの、申し伝えはさせていただきます。

(私) ええ、あの、結果を考える必要が無いんですよ？ 私の要求ってゆうのは、ただ、送達先を決めて下さいと言ってるだけなんで、まあ、真面目に対応すれば5分10分で決まることだと思うんですよ？ それを一ヶ月経っても、今日んなっても未だに決まってないってことは、非常にあの、遺憾に思うんですが？ まあ、そうゆう状況なんで、今日中に、沼田郵便局なり、そちらなりから、必ず連絡お願いします。

(カドノ) はい、ではそのように申し伝えます、

(私) あの、失礼ですが？

(カドノ) あ、カドノと申します、

(私) はい、宜しくお願ひします、

(カドノ) ありがとうございました。

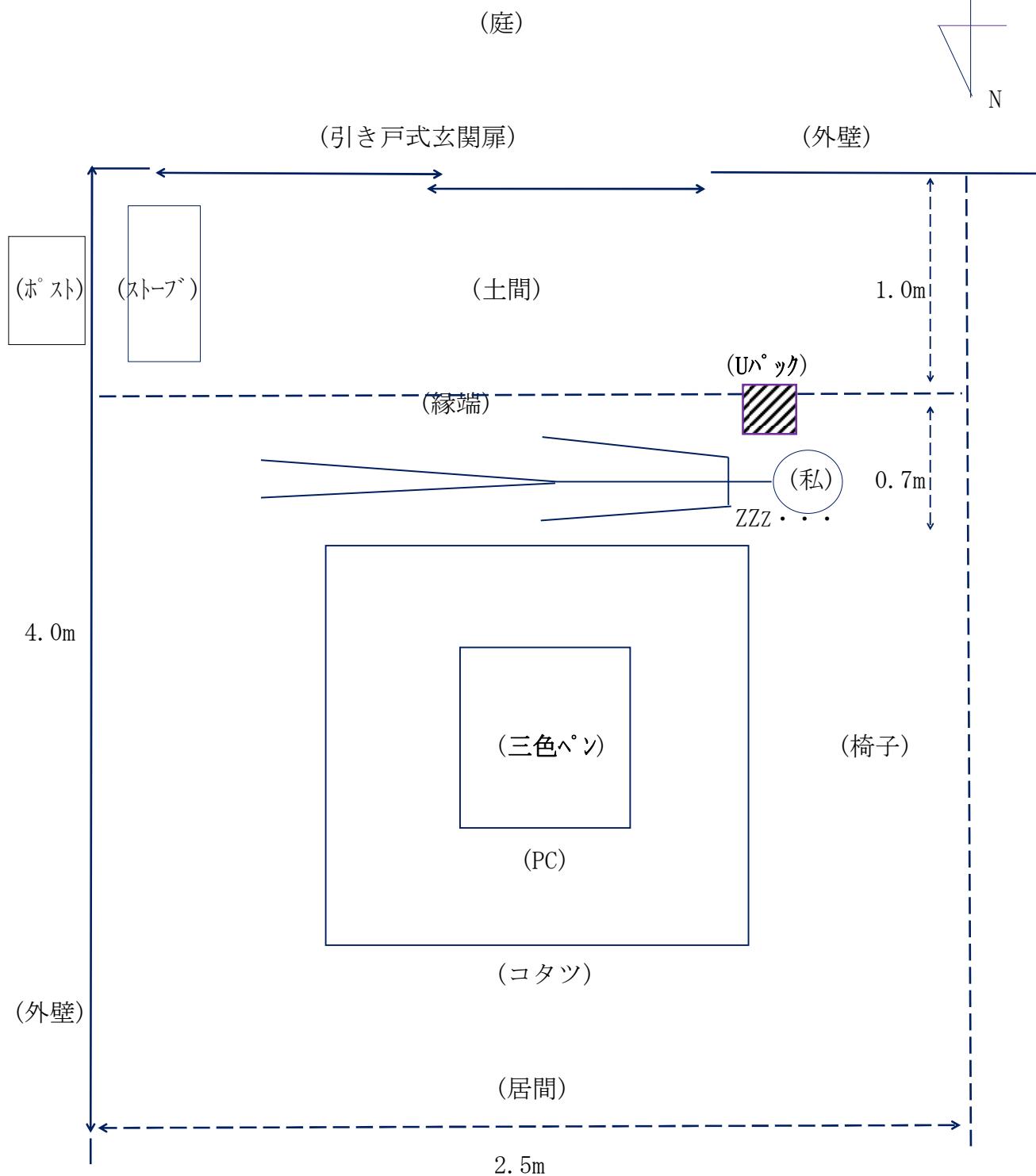
以上

C-甲 6号書証 令和元年9月12日追加

前橋地裁 令和元年(ワ)第258号 慰謝料請求事件 被告 日本郵便株式会社

私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)の見取り図

(県道・道義木佐山線沿いの敷地)



裁判官認印

第3回口頭弁論調書

事件の表示	令和元年(ワ) 第258号
期日	令和元年10月15日午後2時00分
場所及び公開の有無	前橋地方裁判所民事第2部法廷で公開
裁判官	松本有紀子
裁判所書記官	岡部佳彦
出頭した当事者等	原告 今井豊 被告代理人 石川哲夫
指定期日	令和元年11月28日午後2時30分
	弁論の要領等

原告

- 1 C準備書面(1)(令和元年9月12日付け)陳述
- 2 筆跡鑑定及びサイトウ配達員の証人尋問を実施してほしい。原告本人尋問は予定していない。筆跡鑑定については、鑑定費用の予納が必要である旨の説明を受けたので、どうするか考えさせてほしい。被告には、証人尋問の申出のために必要であるので、サイトウ配達員の氏名等を明らかにしてほしい。

被告

- 1 配達証(甲3号証の上部半分)の原本は、保存期間経過のため廃棄済みであり、書証として提出することはできない。また、他に原告宅宛てのゆうパックの配達証は見当たらず、郵便法の定めを考慮すると、被告から別途書証として提出できるものはない。
- 2 原告の主張及び求釈明を再度検討し、令和元年11月15日までに準備書面を提出する。

正社員別冊の上部

株式会社 聖書出版社

